

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

近くに葬儀場ができてとても不快です…

近隣の相談です。
私は60歳。15年前、郊外の分譲地に一軒家を建て、今は妻と2人で暮らしています。静かな所で、御近所の皆さんともそれなりに付き合いが出来、いい生活環境だと思っていました。
ところが、です。向かい畑だったので、そのうち別の分譲地が出来るとばかり思っていたら、なんと葬儀場が出来ることになったのです。我々はもちろん大反対で、市長に対して自治会名で建設反対要望書を提出しましたが、建設は行われるとのこと、仕方がないので、いくつかの要望事項を出しました。葬儀場周囲に目隠しのフェンスを設置すること、入口の位置を住民から見えにくいところに変更すること、防音・防臭のための二重玄関ドア等の設置などの措置です。相手がこれらにことごとく応じたので、私以外の住民は営業に反対しない旨の和解をしました。そして葬儀場はすでに建設され、営業されています。一月に20回ほど告別式が行われているようです。
私は毎日憂鬱でたまりません。会社に行っている時であればと

スを設置すること、入口の位置を住民から見えにくいところに変更すること、防音・防臭のための二重玄関ドア等の設置などの措置です。相手がこれらにことごとく応じたので、私以外の住民は営業に反対しない旨の和解をしました。そして葬儀場はすでに建設され、営業されています。一月に20回ほど告別式が行われているようです。
私は毎日憂鬱でたまりません。会社に行っている時であればと

もかく、今はずっと家にいるのです。いくらフェンスがあっても葬儀場の様子は私の方2階からは見えるので、常に外が見えないようカーテンを閉め切っています。
賃貸ならすぐにでも引っ越しし、お金の余裕でもあれば売って移りたいくらいですが、こんな場所では買う人もいないでしょう。私はどうすればよいでしょうか。

慰謝料請求ができるかもしれませんが、気にせずに過ごすことも一案です

深刻なお悩みに、心から同情申し上げます。私が同じ立場でも嫌なことだと思います。実は私自身、近隣の問題が発生した時のことを考えて、これまでずっと賃貸で通しているくらいなのですから。

以前、法律相談で、変な人が近所にいて怖くて外にも出られないから、その人に引っ越してもらえないかと言う人がありました。これはできません。この葬儀場と同じく、相手にも所有権なり居住権なり営業権なりがあり、それはそれで保護されるべきものだからです。

つまり、近隣の関係はお互いに受忍義務があるのです。よくある訴えは騒音です。空港騒音訴訟などが典型ですが、でなくとも子供が騒いでうるさいとか、布団をどンドン叩くとか、ピアノなど楽器がうるさいというものです。

これも時間や騒音レベルについて一定限度までは互いに受忍しなければならず、それを超えた時に初めて、平穏な生活を送る利益である人格権が侵害され



たとして、差し止め請求が出来、また慰謝料請求が出来るのです。差し止め請求のほうレベルが高いものを要求され、ことに撤去や建設・使用の差し止めとなれば暴力団事務所の使用差し止めを認めた事案があるくらいで、ほとんど認められていません。

本件も、法律的に要求できることは限られています。

フェンスの高さを上げてもらうことと、慰謝料をいくばくかもらうこと。具体的にどんな風にお宅から葬儀場が見えるのか現場を見させていただかないと

何とも言えませんが、その見え方によっては、これを裁判所は認めるかもしれないし、受忍義務の範囲と考えれば認めないかもしれません。慰謝料は驚くほど低い額で、10万円とか20万円とか。

訴訟を抱えるとそれだけでまた大きなストレスになり、弁護士に費用を払ってまでやるべきかどうか。お気の毒ですが、いた仕方がないことと諦め、腹を立てずに暮らすことも一案かと思えます。

A